

3 高野寺と大般若経について

鳥 谷 芳 雄

1 はじめに

平田市野石谷町にある高野寺は古くからの真言宗寺院として、また鎌倉時代の一筆書写経で重要文化財に指定された大般若経が伝来することで知られている。しかし、当寺の歴史については残された史料がごく僅かとあって不明な点が多く、大般若経にあってはどのような経緯で当寺に伝来するのか、必ずしもはっきりとしていない。

2 高野寺と近世史料

高野寺は島根半島部に連なる湖北山地の一角、標高311mを測る高野寺山の南側の山腹に位置している。眼下には穴道湖、出雲平野が広がり、遠くは大山、三瓶山などが眺望できる恰好の地である。所在は平田市野石谷町913番地、本尊は聖観世音菩薩とされ高野山真言宗に属しているが、現在無住で奥の院以外に建物はなく、市内平田町の城西寺（住職高橋弘道）によって兼務されている。

高野寺についてまとめた文献⁽¹⁾には、戦前は昭和4年（1929）に刊行された『久多美村誌』があり、編著者である原運一は当寺の歴史を概説するとともに、累代住職、堂宇、仏像および什器について記述、付記として法性阿闍梨の伝記、『楯縫郡高野寺縁起』、棟札資料を載せている。戦後は昭和28年（1953）、再び原により『村誌』の改訂が行われたが、同寺については後述の大般若経に関係したこと以外に新たな記述はみられない。その後、昭和44年（1969）に『平田市誌』が刊行され、近年は平成4年（1992）『郷土誌はやさめ久多美』、平成10年（1998）『郷土史ひらた』、また最近では平成12年（2000）『平田市大事典』と続くが、近世以前に関しては『村誌』の内容と大きく変わることはない。

これらの解説によれば、（1）高野寺は高野山（または胎蔵山）遍照院といい、開基は弘法大師と伝え、鎌倉時代法性阿闍梨によって中興されたという、（2）以来寺運は隆盛し、出雲の高野山ともいわれたが、天正年間尼子氏の兵火によって旧記証文などを失い、以降衰退した、（3）江戸時代、八束郡秋鹿村高祖寺の住職が兼務する時期があり、大律師丈雄比丘が当山を兼務再興した、（4）弘化5年（1848）には本堂が消失し（以降聖観世音菩薩が本尊とされる）、文久元年（1861）



写真1 高野寺遠景（平田船川河口より望む、高野寺は標高250mほどのところにある）

に本堂が再建された、というのが寺史の大まかな流れである。

史料として知られているのは、当寺に伝わる『縁起録』や当地方の代表的地誌である『雲陽誌』などであり、近世以降のものに限られる。このうち最も古い史料は17世紀半ば、寛文6年(1666)の奥書をもつ『縁起録』であり、『村誌』に収録されている。これは教善房学意が書いたもので、院号寺号にはじまり開基、中興開基、堂宇や仏像、縁日、優婆石堂、奥の院、閼伽井の井水、石塔、元末寺、只浦由来のことなどが記されている。ただし、後述するように『村誌』には全文が紹介されたわけではなく、奥書も「于時寛文六年丙午八月 教善房學意記之」とだけ載り、末尾には原文にはない「ここも名の高野の寺にひびきしは そのあかつきの鐘の音かも」の歌が添えられた。

続く18世紀前半の史料には享保2年(1717)黒沢長尚編の『雲陽誌』があり、『郷土史ひらた』に全文が掲載されている。当寺の沿革が『縁起録』とほぼ共通した内容で簡潔に記されており、編纂時にこの史料が参考にされたことがうかがえる。両者には若干の違いもあり、山号を『録』は高野山遍照院とするが『誌』では胎蔵山とあり、中興開山法性については『録』は弘長年間(1261～1263)の人とするが、『誌』では仁治・寛元(1240～1246)のころとしている。『仏教辞典』⁽²⁾によれば、法性は真言宗の僧侶で学圓房ともいい、紀伊高野山法性院(宝性院)を開いた人、仁治・保延年間の金剛峰寺と大傳法院との闘争がもとで仁治4年(1243)出雲国に配流され、寛元3年(1245)そのまま当地で亡くなったとされている。これに従えば『誌』の記載の方が正しく、編纂の際『録』のそれを誤記とみて質したものとみられる。

同時期の史料には、この他に本堂再建のものと推測される享保10年(1725)林鐘(6月)21日の記のある棟札がある。『村誌』に紹介された銘文により、このころ当寺が無住の状態にあったことや、秋鹿郡秋鹿村の高祖寺住侶丈雄が再建時の供養導師役を務めていたことなどが分かる。⁽³⁾高祖寺は同じ真言宗寺院であって金峯山大樂院といい、京都嵯峨の大覚寺派に属し、18世紀段階には末寺として同所の大日寺など六字を有していた。⁽⁴⁾また、高祖寺に伝来する絹本著色十六善神画像はもと高野寺の什物であったと伝えられている。⁽⁵⁾

18世紀後葉になると、史料的には寛政4年(1792)の楯縫郡『萬差出帳』が挙げられる。『郷土史ひらた』に掲載されていて、この時点での堂宇の状況や当寺が真言宗大覚寺の末寺であったことが知られる。この本末関係は前年(1791)に幕府へ提出された本山資料からも確認でき、「一大覚寺末 楯縫郡野石谷村胎蔵山遍照院高野寺」と記されている。⁽⁶⁾大覚寺との関係はその後、楯縫郡の『寺院明細帳』により少なくとも明治前期まで続く。⁽⁷⁾

3 寛文6年(1666)の『縁起録』

『縁起録』については『村誌』で活字化されたが、実は今日高野寺に伝わるものをそのまま資料化してはいない。現存する『縁起録』は緞子装美濃版の袋綴本1冊で、表紙題箋は「楯縫郡高野山縁起記録 全」とあり、本紙首題には「楯縫郡高野寺縁起記録」と記されている。『村誌』掲載文と比較すると、かなりの字句の異同や省略部分があり、特に後段にそれが顕著である。当寺に関する縁起書はこの1冊しかなく、他に別系統のものも知られていないことから、『村誌』では編著者が一部を割愛するなどして掲載したとみられる。

異同・省略部分で特に注目されるのは、「于時寛文六丙午曆八月日 自性院学雄 学祐 学意」三代目 教善房学意上人記之」とある奥書である。筆者は「三代目」(初代が学雄、二代が学祐、

そして三代目が自身ということらしい)であることを付け加えていて、学意はここで学雄の流れを汲んでいることを特に書き止めておきたかったようである。学意と学雄は「先師恵光院学雄上人当寺兼帯のみきり、予もまた暫時このやまに住す」関係にあったが、これによって学雄はもと恵光院の住持であったことが分かる。そして、「去寛文五曆四月此山日御崎恵光院学雄上人に被下置」たともあるから、学雄は『縁起録』成立の前年(1665)に当寺を兼帯したことが知られる。日御崎恵光院はもと日御崎神社の境内にあった真言宗寺院で、山号を金剛山といい、同神社の別当寺であったとされている⁽⁸⁾。

ところで、筆者がどのような理由から『縁起録』を書いたかであるが、文中には「前大守羽林少将直政公御逝去の後、当山再興の素願手亡しちからなく、そのおへ旧記しやうもん紛失せるを歎き、有増見聞のおよふ處、進むて是を出願さん」とあって、このころ当山の再興が大きな課題であったことが分かる。学意の説明によると、寛文3年(1663)松江藩主初代松平直政(1601~66)が当山を訪れ、これが切っ掛けとなり寺領の安堵や真言秘密の道場とすべく復興が計画されたが、直政の死去によって後ろ盾を失い頓挫してしまったという。しかし、このままにしておけば「人また靈明をしらす」ことにもなるから、後見の嘲笑をも恥じることなく「唯婦人小子参詣乃ミきり、此巻をひらくときハ、信心發起せしめ、師恩乃源を謝せむかため」とあり、なお再興を念じていた様子がかがえる。

このように、『縁起録』からは江戸時代前期日御崎恵光院住職が兼務していたことや、直政の参詣をきっかけとして復興が計画されたが結局そのままで終わったこと、そして、これを憂いながらも学意がなお復興を願って縁起を書き起こしたことなどが知れるが、こうした点は従来の文献があまり触れなかったところであり注目される。ともあれ『縁起録』を含むこうした近世史料からは、中世末期から近世にかけて寺運は衰退期にあり、幾度か再興が図られながらも無住兼帯の時期を繰り返していたと言えるであろう。

4 大般若経の調査と保護

当寺所蔵の大般若経については調査と保護の歩みからたどってみると、一般に知られるようになったのは戦前発行の『村誌』からとみられる。原は当寺の仏像及什器の項で「一、竹紙大般若経 六百卷 唐宋浄蓮法師一筆書写之経」と記している。そして戦後、日本各地の中世期の般若経と比べてさして特異な写経型態ではないとしながらも、これが宋人の手になる一筆経であることに注目しその史料性を高く評価したのは、当時文部省文化財保護委員会美術工芸課技官であった近藤喜博である。彼は昭和27年(1952)に現地調査し、翌年8月20日付の『美術』紙上に「出雲國、高野寺の大般若経」と題して概要を報告した⁽⁹⁾。

同報告によれば、一部に宋人安善の助筆があるものの宋人浄蓮の一人一筆経としてよいこと、巻第600の奥書により正応元年(1288)から同5年(1292)にかけて満4カ年にわたって書写され、もとは出雲国須佐郷の須佐神社(東山御宮十三所大明神)に奉納されていたことなどを明らかにしたうえで、浄蓮・安善がどうしてこの出雲国に来たのかという点については「宋滅亡による亡命か、出雲地方との通商通交の関係からか」と問題提起しつつ、日宋の通交および文化を考えるうえで貴重な資料であると指摘した。

この近藤の指摘を受けてであろう、改訂版『村誌』では「662年前(昭和25年より)宋の人浄蓮

の筆になる写経で全国でも稀な（3カ所しかない）国宝的存在のものである」と付け加えられ、また、昭和35年（1960）9月30日にはこの希少価値を理由に県の有形文化財に指定された。昭和41年（1966）には県文化財保護審議会委員の加藤義成が、本経をはじめこのころに県の指定文化財となった5点の経論などをまとめて調査報告を行っている。加藤は各巻の奥書の整理を行って本経の筆者について詳述するとともに伝来の経緯について触れている⁽¹⁰⁾。

その後、本経は蠹害や虫損による痛みが酷かったため、平成3年（1991）から6カ年にかけて保存修理が施された。修理後は島根県立博物館に寄託されて今日に及んでいる。この間、平成9年（1997）には島根県他が主催し松江・東京・大阪の3会場で開催された、『古代出雲文化展』において一部が展示公開された⁽¹³⁾。

つづいて成立当初からの伝来の経緯を辿ってみると、本経がもと出雲国須佐郷の十三所大明神に奉納されたものであることは近藤以来指摘されたところであり、巻第600に記された次の奥書によ

図1 高野寺と大般若経関連の地名位置図

て明らかである。

自正應元年辛丑歲十二月四日始之至于⁽¹⁴⁾正應五年壬辰歲十二月三日四(五)箇年之間」一筆書寫大般若經一部六百卷」奉安置出雲國須佐鄉」東山 御宮十三所大明神之聖前安慰」毎年轉讀廻向神力各身平安永無」灾厄壽命延長萬事利益上下眷属亦」如意者

設經大施主御代官 沙弥政願 沙弥助阿 執筆一乘宋人淨蓮

これにより、本經は正應元年(1288)12月4日から同5年(1292)12月3日まで満4カ年をかけて書写され、代官沙弥政願・沙弥助阿を施主として十三所大明神(須佐神社)の宝前に納められた。書写したのは宋人淨蓮であり、(一部に宋人安善の助筆を得ながら)1巻につきおよそ2日半かけて書写した計算である。途中、巻第400の奥書に「宋人淨蓮執筆書」正應四年辛卯五月十五日午時書訖仰頼經主願成佛力壽命綿遠資福康泰廻資蔭力我等如是者」とあり、2年半ほど経過した正應4年(1291)5月半ばにこの巻を終えている。因みに、こうした宋人による大般若經は宋建康府の人謝復徳改名謝復生が、弘安7年(1284)5月15日よりはじめて同10年(1287)正月までの間に、周防国揚井莊上品寺において一人で書写した広島県正法寺伝来のものや、正應2年(1289)に宋人普勲助成⁽¹⁵⁾が書写した滋賀県西明寺伝来のものが知られている。

施主である沙弥政願・助阿については須佐郷の代官と記されているだけだが、「出雲国杵築大社御三月会相撲舞御頭役結番事」で知られる、文永8年(1271)11月の「関東下知状案」(千家文書⁽¹⁶⁾)を通して二人の歴史的な性格がうかがえる。これによると、当時須佐郷は「相模殿」、すなわち北条時宗の所領とあって得宗家領と分かり、本經が書写された正應年間は貞時の所領であったとみられる。このことから政願・助阿は得宗被官人で須佐郷に派遣されていた代官であった可能性が強く、淨蓮・安善はこうした得宗被官人の庇護のもとで写經作業を行ったものと想像される。本經は日宋の文化交流史上はもちろんであるが、鎌倉時代における出雲地方の政治・文化史を知るうえでも貴重である。

6 大般若經の伝来(室町～江戸)

本經に經櫃が伴って伝来していることは意外と知られていない。本櫃は黒漆塗り、被蓋造り几帳面取り、六脚付の唐櫃形式で、縦35cm、横57cm、高さ50cmのものが二合遺存する。身の正・背面中央に紐金具をつけるが、紐と環を欠き、脚が失われている。紐金具の環座には魚々子地に「大般若經」と4文字が入る。2合とも蓋中央に「雲苾須佐大神」(刻銘朱書)、身部に「十三所大明神」「大般若經函也」(朱書)と銘文があり、須佐大明神(十三所大明神)の所有する大般若經の經櫃であったことが分かる。また身部には一方に「三百内・三百内」、もう一方に「五百内・六百内」と朱書されていて、今はないが「一百内・二百内」と記した櫃と合わせ、本来三櫃一具のものとして存在したことが明らかであるとともに、この数字と合わせ櫃の容積からは一箱に200巻ずつ卷子本で収められていたことが復元できる。製作時期は紐金具などの特徴から室町時代と考えられ、本經成立より後出するものの、その後長らく須佐神社に所蔵されていたことが知れる。

ところで、本櫃の観察でもう一つ見過ごせないのが、先の銘文のうち所在を表した部分—「雲苾須佐大神」「十三所大明神」—に限って故意に擦消されている点である。というのは江戸時代前期の寛文年間(1661～73)、出雲国内では杵築大社をはじめとする諸神社で神仏分離が実施された史的事実があり、このことは須佐神社においても同様であったとみられ、このとき同社を離れたと推

察されるからである。本経は仏教色排除の対象となり移動を余儀なくされたとみてよく、と同時にもとの所在を隠す必要から銘文の擦消が行われたと考えられる。

本櫃も製作の室町時代から須佐神社を離れるまでの間の伝来事情が知れて注目されるが、では本経がそのまま高野寺に移ったかが問題である。この点について「島根県下の経論」の中で加藤は、『縁起録』に本経の施入を勧誘する旨が記されているとして、奥書の寛文6年(1666)のころ近郷の信者によって須佐宮から本寺へ施入されたと指摘した。⁽¹⁷⁾しかし、『縁起録』を読む限りそのような記載はなく、この指摘は根拠を欠いている。現状では移動の時期を十分に説明するだけの史料がないと言えるが、その後の経緯を知る手掛かりの一つに、巻第600の奥書に続いて別筆で「後伏見帝正應五年壬辰到于寶曆十年庚辰得四百六十九年」とあり、この宝暦10年(1760)の時点で移動した可能性が考えられる。

また、さらに下って巻第1の裏表紙見返には「為先祖代々佛果 為御武運長久 施主松江 當郡奉行 奈倉五郎蔵」とあり、郡奉行である奈倉五郎蔵が先祖代々の佛果と武運長久のためとして施主になっていることが知られる。松江藩『列士録』⁽¹⁸⁾によると、五郎蔵は4代目奈倉五郎蔵をいい、安政2年(1855)没、楯縫をはじめ島根・秋鹿・意宇の北四郡を管轄する郡奉行には天保9年(1838)7月9日から弘化3年(1846)2月16日まで就いていて、この間の記名であることが分かる。あるいはこの時彼によって当寺に施入されたと考えることも可能であろう。因みに彼の経歴を辿ると、専ら藩主参勤の折りの道中右筆や日記役など主に書記的業務に携わっている。この時期施主となっているのは彼一人であり、こうした経歴に注目するならば五郎蔵は宋人の一筆経である本経に特別な関心を寄せていたのかもしれない。

7 大般若経の伝来(近代)

本経と高野寺、そして周辺地域との関わりを考えると、近代以降も興味深い内容を含んでいる。それは各巻の装丁紙の表・裏の見返しに記入もしくは貼紙された多数の施主名記事である。巻2～巻52、巻91～巻160、巻171～181、巻189～巻265、巻267～270、巻321～巻333、巻335～巻340、巻363、巻366、巻368～巻380、巻第600の計248帖にみえ、例えば巻第1に「為先祖代々家内安全 塩津中江施 松村定三郎」、巻第2に「為先祖代々家内安全 施主 塩津角屋為七」、また最後の巻第600に「同郡口宇賀村 三玄寺観堂 為菩提」とあって、「為」からはじまる施入の趣旨と施主名および出身地が記されている。施入の趣意は大半先祖代々の菩提を弔い家内安全を祈るものであり、他に海上安全商売繁昌のためや特定の法名を書いて供養したものがある。施主は寺院名3・宮司名1を含め288人にのぼり、1帖に一人の記入が多く、中には数人で1帖の場合や一人で5帖記入される例がみられる。⁽¹⁹⁾

施主の出身地についてみると、楯縫郡野石谷村・平田町・上ヶ分村・東福村・口宇賀村・塩津・只浦・古井津・三津、秋鹿郡下伊野村・大垣村・秋鹿町・秋鹿村・上大野村・西長江村・魚瀬浦・古浦・江角浦・手結浦・武代村・本郷村・西谷村・莊成相寺村、出雲郡上鹿塚村、島根郡第六區天神町、能義郡宇波村とあって、出雲東部の5郡にわたって3町16村8浦が記入されている。

この施主名記事がいつ、どのような事情から書き込まれたかについては、既述の町村浦名が明治22年(1889)の市制・町村制施行以前のものであること⁽²⁰⁾や個人名から判断して、⁽²¹⁾この時期前後のものと考えてよいであろう。本経には「明治廿四年虫損等繕了」(巻第160)や「明治廿四年修繕了」

(巻第431) などと書いた札が別に認められ、明治24年(1891)のころに修繕が行われ終了したことが知られるが、このこととも関連があるとすれば、先の多くの施入はこの修理事業に先だって集められた喜捨ではなかったかとみられる。施入の発願が誰によってなされたかは不明であるが、高野寺周辺の近郷の村々を中心に進められたと考えて間違いはないであろう。施主の村別人数や帖数の多さをみたとき、特に施主が集中しているところとして野石谷村、塩津、只浦⁽²²⁾があげられ、この3村浦で全体の60%強を占めている。

この施主名記事からは、明治20年代という時期に高野寺の大般若経をめぐって多くの人達が施主として名を寄せていることが分かった。その分布はかなり広い範囲に及び、一部をのぞけば現平田市域から松江市秋鹿方面・鹿島町恵曇方面にかけた、宍道湖北岸側の村々と日本海沿いの浦々であることが知られた。この広がりがかつての高野寺および高祖寺の信仰圏の反映かともみられる。本経は近代前期における当地域の庶民信仰の一端がうかがえる史料としても注目できよう。

8 おわりに

小文ではこれまで全文紹介されることのなかった『高野寺縁起録』を中心に少しく寺史を整理するとともに、料紙の奥書や経櫃、そして装丁紙の施主名などから大般若経の伝来の経緯をたどってみた。寺史については『縁起録』を読むことによって、これまで不分明であった江戸時代前期の状況が少し知られたかと思われる。また、大般若経についても高野寺への伝来の時期を特定するまでには至らなかったが、本経成立から近世後期までの伝来の様子や、とりわけ明治前期において本経と当地域の人々を広範囲に結び付ける施入の事実があることが分かったかと思われる。

寺史について付言すれば、中世以前のことは直接的な史料がなく依然不明と言わざるを得ない。『縁起録』では開基を弘法大師とし中興開山を法性としているが、空海(774~835)との関係はもとより別として、中興開山とされる法性の当寺への順錫も事実かどうか定かでない。しかし、13世紀前半ごろを中興期と位置付けるからには、このころに当寺が真言宗、高野山と直接結び付くような転機があったようにも思われる。また、さらに溯ってはどうか。島根半島の北山山地沿いには鰐淵寺、華蔵寺、澄水寺、朝日寺、高祖寺、金剛寺といった、古くからの天台・真言宗系寺院があることで知られている。こうした寺院の多くは11・12世紀ごろまでには存在したと考えられ、また、より古くは山岳寺院として成立した可能性が指摘されている⁽²³⁾。高野寺もこうした古寺院と同様な性格のものとして成立発展した可能性がありはしないだろうか。中世以前の実態を明らかにするためには、今後寺域の範囲確認や坊跡の発掘調査、墓石等石造物調査といった考古学的な検証が望まれる。

(島根県埋蔵文化財調査センター)

註

(1) 原運一編著『久多美村誌』(1929)、原運一編著改訂版『久多美村誌』(1953)、平田市誌編集委員会『平田市誌』(1969)、『島根の寺院』(有賀書房、1988)、久多美郷土誌編集委員会『郷土誌はやさめ久多美』(平田市久多美公民館、1992)、平田郷土史研究会編『楯縫郡村々萬差出帳』および『同補注』『郷土史ひらた』第10号(平田郷土史研究会、1998)、平田市大事典編集委員会『市制施行 40周年記念 平田市大事典』(2000)

(2) 驚尾順敬著『増訂日本佛家人名辞書』(1903)、『望月仏教大辞典』第五巻(1933)。なお、

- 『久多美村誌』は戦前戦後ともどうしたわけか法性を江戸時代寛文年間ごろの人として扱っている。明らかに誤りである。
- (3) 因みに『はやさめ久多美』によると、丈雄はそのまま当山に住し、宝暦2年(1752)に当山で没したとされる。
- (4) 寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成 上』(1999)。「寛政三年辛亥十一月 古義真言觸頭高野山學侶 集議中」の奥書をもつ『寺院本末帳』にみえる。
- (5) 奥原福市編纂『八束郡誌 本篇』(1926)
- (6) 注(3)に同じ。
- (7) 『寺院明細帳』。島根県立図書館蔵近代史料。
- (8) 藤岡大拙「恵光院(第五編第三章宗教)」(『大社町史下巻』大社町史編集委員会、1995)
- (9) 近藤喜博「出雲國高野寺の大般若經」(『美術』、1953)
- (10) 加藤義成「島根県下の経論について」(『島根県文化財調査報告書』第二集、1966)
- (11) 文化庁文化財保護部「新指定の文化財」(『月刊文化財』No.273、1986)
- (12) この巻には別巻(第489が2帖あり)が充てられていたことによる。これらの成果は湯山らの候補物件調査によって明らかにされた。
- (13) 『神々の国 悠久の遺産 古代出雲文化展図録』(島根県教育委員会外編、1997)。この展覧会では大般若經は「出雲大社と仏教」のコーナーに陳列され、鰐淵寺とも関連したかのような展示解説(佐伯徳哉)が行われたかと思われる。しかし、本稿で述べたように伝来の経緯を辿る限りでは鰐淵寺との接点はないといつてよい。なお、展覧会後に作成された『図録 古代出雲文化集成』(吉川弘文館、1998)は筆者が解説をした。
- (14) 文中「五箇年之間」とあるところは「四」を消して「五」に書き改めた形跡が認められる。もと満「四箇年」とあったのを後世に足掛け「五箇年」としたものと思われる。
- (15) 大山仁快編著『日本の美術 写経』No.156(文化庁外監修、至文堂、1979)。
- (16) 『新修島根県史』史料編1所収(1966)。原文では「相模殿」は「同(相撲衆)」と記されている。
- (17) 注(9)に同じ。『縁起録』の首題が「大般若經勧誘序」とあることにもなっている。
- (18) 『列士録』「奈乾 奈倉五郎蔵」の記事。島根県立図書館蔵。
- (19) 3寺院は三玄寺觀堂(口宇賀村)、興善寺(上鹿塚村)、妙心寺(宇波村)であり、いずれも禅宗寺院である。明治期の施入にあたってこれら禅宗寺院の働きかけやつながりもあったであろう。宮司名1は野石谷村能呂志神社の社司である。
- (20) 『角川日本地名大辞典 32 島根県』(角川書店、1991)、『日本歴史地名大系第33巻 島根県の地名』(平凡社、1995)。なお、第六區天神町は明治11年に廃止された行政区名である。
- (21) 因みに、かつて北浜村村長であった和泉林市郎(1877~1969)の記名が確認できる。
- (22) 人数の多い順に上位3村を示せば、①塩津27%(79人)、②野石谷村22%(64人)、③只浦15%(45人)で、他は4%(13人)以下となる。また、帖数においても同じ傾向にあり、上位3村は①野石谷村30%(75帖)、②塩津24%(60帖)、③只浦12%(29帖)で、他は7%(18帖)以下となる。
- (23) 藤岡大拙「山岳仏教から鎌倉新仏教へー平田地域を中心にー」(『日新富有 平成3年度市民大学講座 事典歴史講座集録集』、平田市教育委員会、1991)

付 『楯縫郡高野山縁起記録 全』

楯縫郡高野寺縁起記録

傳聞、楯縫郡野石谷むら高野山遍照院高野密寺、そのかミ弘法大師御開基乃伽藍地なり、就中當山景象山色眺望を顧れば、東南ハ湖水眇々とはるかに見わたし、弘誓の深き」事を表し、西北峻嶺峩々として大悲乃高き事をしめす、また巍々たる林木あり、涼々たる清水あり、本堂は六間四面、奥院に御影堂有、本堂ハ胎藏大日の像高さ八尺、傳教大師乃御作、ならひに千手」観音座像高さ八尺、弘法大師乃御作、多聞・地國・増長・廣目の四天たかさ七尺餘、是は定朝乃作、弥陀・観音・勢至の三尊これ同定朝のさく、脇立乃二尊在之、本尊地蔵薩埵は行基菩薩之刻彫し給ふ」なり、丑寅にあたり密法守護の鎮守四所明神乃社あり、是又紀州高野壇上御社を表せるなり、優婆石といふ石あり、靈驗あらたにして衆病悉除乃願満足せずといふ事なし、依之當國中遠近の男女」歩を運ふともから、貴となく賤となく、老若共に信心乃水清けれハ、加被の明月自顯れ、其病を治し、其願を成して、毎例七月十六・七縁日と定め、貴賤群集す、紀州高野山奥院に弘法大師兜卒天より蓮の糸にて」釣おろさせ給ふと申石有、此地は弥勒の浄土なれば、去此不遠道理大師の御母堂を弥勒菩薩と勧請し」給ふ、其五輪なるゆへ、弥勒石といふ、又、麓に慈尊院といふ在所あり、大師之御母堂弥勒慈尊と奉祝、其むら」其里みな氏佛と仰き、時々祭礼不怠、いま爰におゐて優婆石堂と云ハ、紀州高野山より弘長年中法性阿闍梨と申て御大徳当國へ御遊行被成、当國におゐてむかし弘法大師御開基の靈山有之而御尋御登山」なされ、中興開基なし給ふ、終に当山にて御入定被遊、その時御足裏に空海といふ文字顯れ、そのゆへ大師再度当山開基し給ふと、仍而大師の御再来と諸人仰き奉り、其御入定場と云は、則」この優婆石堂なり、奥院御影堂乃かたはらに荷池(マヅ)の形あり、竹木おひ茂り、多分ハ檣之木なり、佛法の靈地にあらされは稀なる木也、大師御自作之御尊像ならびに八祖大師御影堂に安置し奉り、闕伽井と」て清浄乃井水あり、つくつくと見めぐりぬれハ心も澄る境地なり、紀州高野山奥院のあか井ハ天竺青龍乃口よりいつる、壇上のあか井ハ白龍の口より出ると記録せり、今此山の闕伽井それを表し、かれを」かたとるなるへし、弘法大師此を九品の浄土と定給ひ、九本乃松を植置を千年の古木枝葉茂りあひ、山の四方峰乃辺におひ立、朝乃風夕の嵐谷々の流の音までも皆是常恒説法乃聲と」乃ミ聞ゆ、西高野とて山の傍谷ふかく構て民家あり、是また高野寺の院内風呂屋敷乃跡とて、けにさもあらんと見ゆる、石すへ地かた凉水なとあり、汲人なけれハ山の陰に水獨り澄り、見聞の及所心をすます山ならすや、また御影堂近辺大木乃陰岩の下、經文など書写して埋置あり、文字明にして幾千年経たるふるき石塔五輪、谷を埋ミ山に捨置、是をみられをもへハ、いにしへハ出雲の高野とて貴賤万民自宗」他宗此山を信仰し、白骨五輪などこの峯に持運ふ事成へし、また紀州高野に四寸岩といふ坂あり、難所たる故人馬往還しかたし、此山にも四寸岩とおほしき岩有、身をひそめやうやう越行自然法所の道理ならすや」亦むら里に此寺之末寺とて数ヶ寺あり、今ハ他宗住持すといへとも高野へ付届け随順するもあり、山の北面を只浦とて在所あり、めかり嶋など古来より付来、今に至迄てらしまとて海草など捧け持来る」、他所より支配する事なし、往古全盛の知行所公役御免地ゆへ、其在名また只浦と名付るよし、老たる人申傳ふさもあらん、如此靈地たりといへとも、天四年中尼子勝久乱逆に依りて、軍兵乱入して堂塔を破」し、寺院焼、纔に一堂一寺相残り過半断絶せしより、以来妻帯坊主看坊して年月を送り、時日を経る事凡六十余歳、猥に妻子を帶し、寺院を穢し、魚肉を喰て佛閣を蔑にす、嗚呼哉、法は依人弘」まり、神仏ハ人之敬によつて威を増とこそ申傳しに、如是凡俗年を重ね日を積て住するゆへ、堂塔破壊し、佛像乃莊

歳月々零落し畢ぬ、故に看坊多年の犯罪甚以不輕、佛罪乃所成、たれか是」を可遁可恐可慎、寛文三年霜月下旬、大守源直政公不慮御登山被遊、靈地伽藍・大日・觀音・靈佛名作一々巍々蕩々たるを御拝礼、其外幾千歳の大樹いく万年の枯木乃景色、他に異なる」ありさまを御詠覽、御感情不淺驚入せ給ふ、御気色御信心弥増郡吏をめされ、有増御たつねあり、聞傳ふ事共奉申上、然共慥ならず被思召住持をめし出、山の由来を御尋有といへとも、一向無智乃妻」帶なんそ及御返答乎、是非を不分不首尾言語たへたる事とも也、大守の仰に云、紀州高野靈佛靈場を表する大伽藍に妻帶の住する事ありや、高野に女人ありや、如此無作法天下の」大盜國の賊前代未聞なり、早このやまを退出せしめ、清淨乃地となし、大日・觀音乃御威光を増すべし、かやうの靈仏ハ天下の寶、如是の靈場は國乃莊ならずや、追而御再興可被成御意之趣、当むらの役人は是を語る、是偏大日・觀音の負慮にあらずや、高祖乃恵ならずや、去寛文五曆四月此山日御崎恵光院学雄上人に被下置、誠是本尊乃加護にあらずや、大師の力にあらずんハ何れの時も」此地を得る事あらんや、徐々としてこのやまに來り、佛閣を清め、寺院乃塵を拂ひ、三密の秘法を修し、朝暮勤行不懈、惣してハ國家泰平万民豊樂を祈り、別而ハ伽藍不朽佛法繁昌乃願望をこらす」ものなり、從尔以來大守公の御存念無心御在江府之間、京都大佛師左京進を被呼下、仰に曰、我國高野といふ山寺有靈佛、一尊ならず一國乃靈地なり、其方罷下一々拝見、いつれの作、誰の刻彫たる」儀相定、書付を以可申上之条、則左京進案内者として布施又右衛門登山せられ、仏師拝見、大日・觀音傳教・弘法乃両作、その外觀音勢至の二菩薩は定朝、地藏尊は行基はさつ乃さく無紛旨奉」申上、むかしより傳しに不替、然上ハ大守御帰城のおへ御取立乃やまとなり、寺領など寄附せられ、真言秘密の道場と可成に相定処、大守公不量於江府御逝去、当山乃不運歟、弘法大師御入定以來、此山旧記證文等」数通□有之、八百餘歳の間断絶す、然共凡山々谷々村里麓乃景色に至まで、紀州高野山に相似たり、然上ハ旧記證文なきとて、此靈佛眼前之能證文、時を待、人を待、如往古発興すべきは、偏此山也」先師恵光院学雄上人当寺兼帯のみきり、予もまた暫時このやまに住す、一たび國主の御下知を以たへたるを続す□たれたるを挙、再び靈佛祖師乃御威光を可輝ところに、前大守羽林少将直政公御逝去の後、当山」再興の素願手亡しちからなく、そのおへ旧記しやうもん紛失せるを歎き、有増見聞のおよふ處、進むて是を出頭さんとするに、文言の拙を愧しりそへは、これを黙止せんとすれハ、人また靈明をしらす、唯婦人小子」参詣乃ミきり、此巻をひらくときハ、信心発起せしめ、師恩乃源を謝せむため、かれこれを以かう見の嘲笑を不恥、懸念を述べゆへに言乃いやしく、語のかさなるをかへりみす、只よみやすく解し易からん事を旨とする而已

于時寛文六丙午曆八月日

自性院学雄 学祐 学意

三代目 教善房学意上人記之

卷第一（卷尾部分）

斯瑞上首菩薩聞及歡喜各各請住世已古
夢觀私供養佛及菩薩彼諸如來諸菩薩往
各以金色千寶蓮花而告之言汝可前出至
彼佛所具陳我誠敬聞元量少病少惱定居
輕利氣力調和安樂住不世壽可意不眾生
劫度不轉此蓮花以寄世尊而為佛軍如至
彼佛應住正觀彼佛立及諸菩薩展轉
慢而自毀傷所以者何彼諸菩薩威德難
及悲念言
之花奉勸各與元量元數菩薩而
佛持供養引而來所經佛立一
而奉禮陳事佛受花已讚歎西方佛神力故
通諸佛土諸在臺中各有化佛為諸菩薩說
大般若波羅蜜多今諸聞者必獲元上四等
菩提上首菩薩及諸首屈見已歡喜歡未曾
有各隨言供佛具多供養恭敬尊重讚歎
佛菩薩已退坐一面

為先祖代今佛果施主本江
當郡奉行
為御氏運長久
壬午金五郎藏

卷第二（卷首部分）

大般若波羅蜜多經卷第二 三藏法師玄奘譯
初分緣起品第一之二
爾時北方盡琉璃伽沙等世界最後世界名曰
最勝佛土時帝如來應正等覺明行圓滿善
逝世間解无上妙大調御士天人師佛薄伽
梵時現在彼安穩住持為諸菩薩摩訶薩眾
說大般若波羅蜜多彼有菩薩名曰勝提兒
血大光大地震動及佛身相心懷猶豫前請
佛所頂禮雙足自言世尊何因何緣而有此
瑞時勝帝佛告勝提兒菩薩摩訶薩言善男子
從此南方盡琉璃伽沙等世界最後世界名曰
最勝佛土釋迦牟尼如來應正等覺明行圓
滿善逝世間解无上妙大調御士天人師佛
薄伽梵今現在彼安穩住持持為菩薩摩訶
薩眾說大般若波羅蜜多彼佛神力故現斯
瑞時勝提兒已歡喜踊躍重白佛言世尊我今
請性甚忍世尊觀我供養釋迦牟尼如來及
諸菩薩摩訶薩眾得元最勝陀羅尼門三摩
地門神通自在住最後身結跏趺坐者唯願慈

為先祖代今家女全
海律中江施
松村定三郎

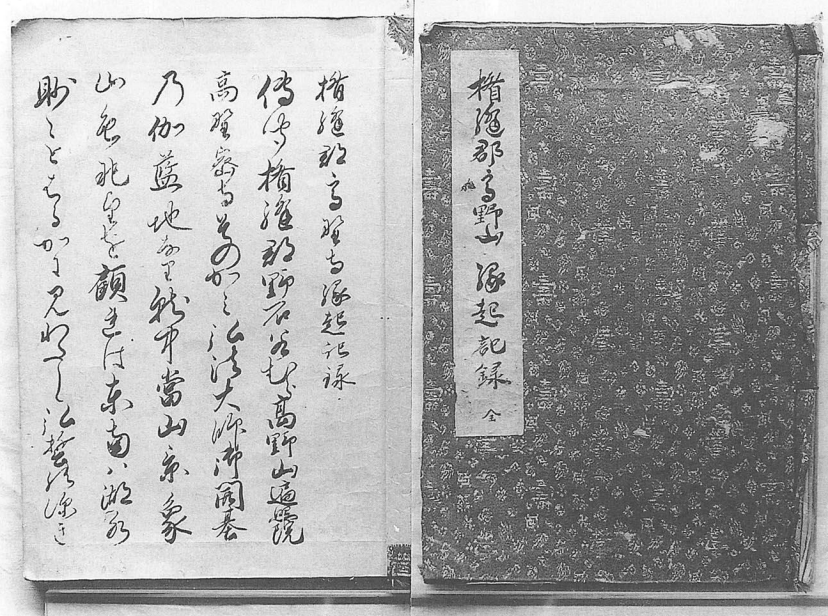
卷第六〇〇（卷尾部分）

此法時元量元數菩薩摩訶薩得元上法忍
復有元量諸有情類皆發元上正覺心今
時如來記彼次當發元上正覺菩提時
伽藍就是經已善勇猛菩薩摩訶薩及諸四
眾天龍藥叉健達婆阿素洛羯路等諸
聖賢各各人非人等一切大眾聞佛所說皆
大歡喜信受奉行
大般若波羅蜜多經卷第六百
自正應元量此歲正月四日始之
正應元量此歲正月五日始之
一筆一寫 大般若經 卷第六百
奉此法出書國頂
每時轉讀迴向 神身各身平安無
災厄壽長進長壽事 勿令有
如意者
設經人施主御代官 沙弥 敬
後於此法出書國頂
同郡口宇賀村
三玄寺觀堂
為菩提

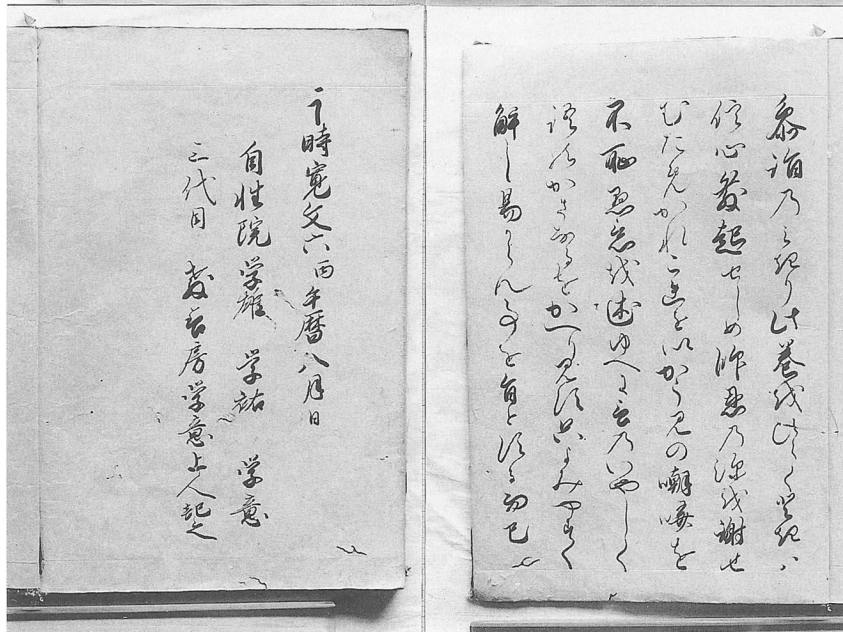
写真2 高野寺大般若經



経櫃二合



「縁起記録」の表紙と首題部分



同奥書部分

写真3 高野寺大般若経々櫃と「楯縫郡高野寺縁起記録」